

JIS

木造校舎の構造設計標準

JIS A 3301 : 2015

(AIJ/JSA)

平成 27 年 3 月 27 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(委員)	内山 和哉	一般社団法人住宅生産団体連合会(積水ハウス株式会社)
	加藤 信介	東京大学
	橋高 義典	首都大学東京
	黒木 勝一	一般財団法人建材試験センター
	棚野 博之	独立行政法人建築研究所
	谷口 元	一般社団法人日本建設業連合会(株式会社竹中工務店)
	西野 加奈子	建築・住宅国際機構
	服部 幸夫	断熱・保温規格協議会
	羽山 眞一	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	藤野 珠枝	主婦連合会(藤野アトリエ一級建築士事務所)
	古江 郁子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	松村 収	独立行政法人住宅金融支援機構
	本橋 健司	一般社団法人日本建築学会(芝浦工業大学)

主 務 大 臣：文部科学大臣 制定：昭和 31.6.20 改正：平成 27.3.27

官 報 公 示：平成 27.3.27

原 案 作 成 者：一般社団法人日本建築学会

(〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 TEL 03-3456-2051)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会(委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、文部科学省大臣官房 文教施設企画部施設企画課 [〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 TEL 03-5253-4111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 形状及び寸法	2
4.1 ユニット	2
4.2 配置基準	4
4.3 屋根勾配・軒の出及び高さ寸法	4
5 荷重条件	5
5.1 適用する荷重	5
5.2 固定荷重	5
5.3 積載荷重	5
6 材料	5
6.1 軸組材料	5
6.2 面材料	5
7 耐力壁及び水平構面の構造	5
7.1 耐力壁	5
7.2 水平構面	6
8 防腐・防ぎ（蟻）処理	6
9 平面図	6
10 構造設計標準図	6
附属書 A（規定）構造特記仕様書	102
附属書 B（規定）ユニットプラン伏図・軸組図	105
附属書 C（規定）柱・はり断面リスト	146
附属書 D（規定）トラスリスト	154
附属書 E（規定）トラス詳細図	170
附属書 F（規定）軸組接合詳細図	182
附属書 G（規定）筋かい耐力壁詳細図	199
附属書 H（規定）面材耐力壁詳細図	222
附属書 I（規定）水平構面詳細図	226
附属書 J（規定）耐風火打ち詳細図	230
附属書 K（参考）技術上重要な改正に関する新旧対照表	234
解 説	237

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本建築学会（AIJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、文部科学大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS A 3301:1993** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。文部科学大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

木造校舎の構造設計標準

Design standards for wooden construction of school buildings

1 適用範囲

この規格は、平屋建て及び2階建ての木造校舎の構造設計標準について規定する。ただし、軒高さが9 m以下かつ最高高さ13 m以下で、1棟当たりの延べ床面積が2 000 m²未満のものに限る。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 5308 レディーミクストコンクリート

JIS A 5508 くぎ

JIS A 5531 木構造用金物

JIS B 1125 ドリリングタッピンねじ

JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材

JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼

JIS G 3136 建築構造用圧延鋼材

合板の日本農林規格

集成材の日本農林規格

製材の日本農林規格

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

室（しつ）

一般教室、特別教室、オープンスペース、多目的ホール、準備室、管理諸室、便所又はその他諸室。

3.2

ユニット

室及び廊下を含む単位平面プラン。

3.3

X方向

木造校舎の桁行方向。

3.4

Y方向